

## 入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

- 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について、「基本診療料の施設基準等」の第四の基準に適合していること。

(適合する場合は、□に「レ」を記入すること。)

該 当 に ○	入院基本料等	今回の届出		届出 区分	病棟数	病床数	入院患者数		平均在 院日数
		病棟数	病床数				届出時	1日平均 入院患者数	
	総病床数								
	一般病棟入院基本料								
	一般病棟入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)								
	一般病棟入院基本料 (夜勤時間特別入院基本料)								
	一般病棟入院基本料 (特別入院基本料)								
	療養病棟入院基本料								/
	療養病棟入院基本料 (特別入院基本料)								/
	結核病棟入院基本料								/
	結核病棟入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)								/
	結核病棟入院基本料 (夜勤時間特別入院基本料)								
	結核病棟入院基本料 (特別入院基本料)								
	結核病棟入院基本料 (重症患者割合特別入院基本料)								/
	精神病棟入院基本料								
	精神病棟入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)								
	精神病棟入院基本料 (夜勤時間特別入院基本料)								
	精神病棟入院基本料 (特別入院基本料)								
	特定機能病院入院基本料								
	一般病棟								
	結核病棟								/
	精神病棟								
	専門病院入院基本料								
	障害者施設等入院基本料								/



[記載上の注意]

- 1 今回の届出に係る病棟に関しては左端の欄に○を記入すること。
- 2 病棟数及び病床数については、「今回の届出」の欄にのみ記載すること。
- 3 「届出区分」の欄は、下表の例により記載すること。

入院基本料	区分等
一般病棟入院基本料	急 1, 急 2, 急 3, 急 4, 急 5, 急 6, 地 1, 地 2, 地 3
療養病棟入院基本料	1, 2
結核病棟入院基本料	7 対 1, 10 対 1, 13 対 1, 15 対 1, 18 対 1, 20 対 1
精神病棟入院基本料	10 対 1, 13 対 1, 15 対 1, 18 対 1, 20 対 1
特定機能病院入院基本料	
一般病棟	7 対 1, 10 対 1
結核病棟	7 対 1, 10 対 1, 13 対 1, 15 対 1
精神病棟	7 対 1, 10 対 1, 13 対 1, 15 対 1
専門病院入院基本料	7 対 1, 10 対 1, 13 対 1
障害者施設等入院基本料	7 対 1, 10 対 1, 13 対 1, 15 対 1

- 4 特定入院料の区分は下表の例により記載すること。

救命救急入院料	1, 2, 3, 4
特定集中治療室管理料	1, 2, 3, 4, 5, 6
ハイケアユニット入院医療管理料	1, 2
新生児特定集中治療室管理料	1, 2
小児入院医療管理料	1, 2, 3, 4, 5
回復期リハビリテーション病棟入院料	1, 2, 3, 4, 5
地域包括ケア病棟入院料	
地域包括ケア病棟入院料	1, 2, 3, 4
地域包括ケア入院医療管理料	1, 2, 3, 4
特殊疾患病棟入院料	1, 2
緩和ケア病棟入院料	1, 2
精神科急性期治療病棟入院料	1, 2
認知症治療病棟入院料	1, 2
特定一般病棟入院料	1, 2

- 5 栄養管理体制に関する基準（常勤の管理栄養士が1名以上配置されていること）を満たさないが、非常勤の管理栄養士又は常勤の栄養士が1名以上配置されており、入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料の所定点数から1日につき40点減算される対象の保険医療機関である。

該当する	該当しない
------	-------

- 6 療養病棟入院基本料の届出を行う場合にあつては、各病棟の入院患者のうち「基本診療料の施設基準等」の「医療区分三の患者」と「医療区分二の患者」との合計の割合、又は各病棟の入院患者のうち「基本診療料の施設基準等」の「医療区分一の患者」の割合が分かる資料として様式6の2を添付すること。
- 7 「1日平均入院患者数」は、直近1年間の数値を用いて、別添2の第2の4に基づき算出すること。
- 8 「平均在院日数」の算定期間は、直近3か月間の数値を用いて、別添2の第2の3に基づき算出すること。